

令和2年11月5日
令和2年度第5回
世田谷区障害者施策推進協議会

議事録

午後 6 時59分開会

○障害施策推進課長 皆様、こんばんは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまより令和2年度第5回障害者施策推進協議会を開催させていただきます。

障害施策推進課長でございます。しばらく進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、本会でございますけれども、若干まだ来られていないかたもいらっしゃるようですが、過半数のかたがいらっしゃいますので、成立していることをまず御報告させていただきます。

新型コロナの関係で、傍聴のかたもいらっしゃるっておりますけれども、住所、氏名、連絡先をお聞きしております。御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

部会長より御挨拶をお願いいたします。

○部会長 皆さん、こんばんは。今回はこうしてお集まりいただき、会議ができることを本当にうれしく思います。限られた時間ですけれども、前回の分も含めて、いろいろ御意見いただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○障害施策推進課長 続きまして、障害福祉部長より御挨拶申し上げます。

○障害福祉部長 皆さん、こんばんは。本日は、お忙しい中、夜分にもかかわらず、協議会に御出席いただきましてありがとうございます。

初めに、新型コロナ感染についてです。本日、東京の感染者数は269人との

報道がありましたけれども、東京をはじめ全国的に拡大傾向が続いております。委員の皆様におかれましては、体調に十分御留意いただくとともに、区としても冬場を控え、コロナの対策に引き続き緊張感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

本日の協議会では、昨年来、委員の皆様にご議論いただき、来週13日の保健福祉審議会において区長宛て答申いただきますせたがやノーマライゼーションプラン、（仮称）世田谷区障害施策推進計画の策定にあたっての考えかたについて（答申案）の報告のほか、第6期障害福祉計画等の成果目標及び障害福祉サービス等と地域生活支援事業の計画について説明させていただきます。皆様からはぜひ活発な御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○障害施策推進課長 それでは、区の管理職の人事異動がございましたので紹介させていただきます。居住支援課長でございます。

居住支援課長挨拶

○障害施策推進課長 名簿につきましては、第4回の資料に添付させていただいております。

続きまして、資料の確認をお願いいたします。事前にお送りしておりますけれども、最初が次第、次に資料1のせたがやノーマライゼーションプラン、（仮称）世田谷区障害施策推進計画の策定に向けたシンポジウム及びパブリックコメントの実施結果について、続いて、資料2の第6期障害福祉計画等の成果目標及び障害福祉サービス等と地域生活支援事業の計画について、別紙もついでございます。

続きまして資料3、せたがやノーマライゼーションプラン、（仮称）世田谷区障害施策推進計画の策定にあたっての考えかたについて（答申案）となります。こちらも別紙でホチキスどめの冊子がございます。

机の上に配付させていただいている資料として、第4回の資料への御意見と回答、障害者施設整備等に係る基本方針。こちらは、今まで段階的に御意見をいただいていたけれども、9月に基本方針がまとまりましたので配付させていただきます。

最後に、質問・意見用紙の3点でございます。

そのほか、計画の冊子ですとか障害者のしおりなどについては閲覧用として置かせていただいております。資料は大丈夫でしょうか。

それでは、この後の進行は部会長にお願いします。

○部会長 それでは、本日の議事に入っていきます。次第の4からです。

資料1、せたがやノーマライゼーションプラン、(仮称)世田谷区障害施策推進計画の策定に向けたシンポジウム及びパブリックコメントの実施結果について事務局からの説明をお願いいたします。

○障害施策推進課長 資料1を御覧ください。せたがやノーマライゼーションプラン、(仮称)世田谷区障害施策推進計画の策定に向けたシンポジウム及びパブリックコメントの実施結果についてでございます。

(1)シンポジウムの実施結果です。9月29日 火曜日 午後6時30分から2時間ほど成城ホールで開催させていただきました、(2)参加者数は90人ございました。(3)内容としましては、ノーマライゼーションプランの概要を御説明させていただいた後、パネルディスカッションとして、テーマは「地域共生社会の実現に向けた地域づくり」として、お二人の委員にも、当日、御協力いただきまして本当にありがとうございました。後ほど一言いただければと思っています。

(4)主な意見としましては、①計画素案に関して、2ページにも幾つか掲載しております。

②パネルディスカッションに関しても幾つか御意見いただいております、パネリストのかたのお話は共感できたですとか、縦割りではなくて、行政の横のつながりの中で考えていくことが大切だとか、そういった御意見もいただい

ております。

3 ページ。2 パブリックコメント（区民意見募集手続き）の実施結果でございます。9月19日 金曜日から10月9日 金曜日まで実施させていただきまして、意見提出者数が51人、意見提出件数が73件でございます。

(3)主な意見として、②地域の支えあいの推進・障害差別の解消・権利擁護ですと、やっぱりこれも縦割りといった御指摘をいただいておりますので、しっかりと受け止めていきたいと思っております。

4 ページ以降、③住まいの確保、生活環境の整備ですとか、④就労等の活躍の場の拡大、障害者のかたが働くことができる環境や場づくりというような御意見もいただいておりますし、⑤相談・地域生活支援の充実ということで、法人のかたへの働きかけをしっかりと進めてほしいというような御意見もいただいております。

5 ページ、⑥教育・保育の充実、スポーツ等の余暇活動支援とありますけれども、子どものときから障害のある人もない人も一緒に学んでいくといった経験が必要だというような御意見もいただいております。

事前にお配りさせていただいておりますので、御覧になっていただいていると思いますけれども、説明は簡単にさせていただいたところでございます。

説明は以上です。

○部会長 それでは、〇〇先生、〇〇先生、シンポジウム、お疲れさまでした。ちょっと補足をいただければと思いますのでお願いいたします。

○委員 資料1のシンポジウムのコーディネーターを務めさせていただきました。コロナの中、いろいろな難しさの中で、区民のかたがたにこういった課題を提起し、共に議論する場を与えられたことをとても感謝しています。

テーマは、個別の中身というよりは、もっと大きく、地域共生社会をどう築いていこうかといったことでありましたけれども、発表してくださった地域の

かたがた、本当に地に足のついたお話を伺うことができ、パネルディスカッションでも、この次にお話しいただく〇〇先生を交えていろいろな意見が出し合えてよかったなと思っております。

裏面にあります意見も、パネルディスカッションをしてよかったなと思えるような課題が見いだせたなと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

〇部会長 〇〇先生、お願いします。

〇委員 補足というより、感想を一言だけ述べさせていただきたいと思えます。

〇〇先生が地域共生社会に向けてのポイントを非常に的確にお示しいただいて、その上でそれぞれの実体験に基づくパネルディスカッション、プレゼンテーションがあって、その後の議論に結びついたというのが非常に印象深いところでした。

居場所ですけれども、私が感じたのは、居場所というのは障害があるかたがいなければいけない場所をつくるのではなくて、いてもいい場所を發展させていくというところで非常に共感を得られたのではないかなと感じました。このような機会をいただいたことを深く感謝申し上げたいと思います。

〇部会長 ありがとうございます。やはり世田谷らしいシンポジウムになって、成果が上がったとお聞きしていて感じました。

それでは、今の件について御質問とか御意見ございますでしょうか。

〇委員 シンポジウムはいいと思うんですけれども、パブリックコメントの51人で73件というのは前期と比較して多いんでしょうか、少ないんでしょうか。

ちょっと少ないような印象です。シンポジウムの参加者数が90人に対して51人というので、本来ならばこちらのほうが多くなってしかるべきではないかというのがちょっと気になったところです。

前回と比較してどうなのかというのと、個人的に意外だったのは、ホームページとかファクスではなくて、はがきが媒体として一番多いんですね。これは、はがきを配って、書いてと言って配ったわけではないということでございます。

今後の媒体の使いかたというか、えてしてホームページですとかインターネットを使うことが最近は多いと思いますが、あまりにそういったインターネット系の媒体に頼るといのもどんなものかなという印象があって、全区民の皆さんから意見を募集するという点においては、パブコメの存在は結構大きいと思うので、この辺の評価というのは区としてはどのようにされているのかなというのを伺いたいと思います。

○部会長 やっぱりパブリックコメントの意見の求めかたなどについてはいろいろ工夫していただいているということで、また何か名案がありましたらお願いいたします。

○障害施策推進課長 細かい数字は持っていませんが、おっしゃるとおりちょっと少なめになっています。「区のおしらせ」ですとか、そういった一般的な広報はさせていただいていますが、また次回に向けまして、その間もいろいろとお話をお伺いすることがあると思いますので、ぜひお知恵をいただいて、声を拾えるような形で進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

○部会長 では、ここについてはよろしいでしょうか。——それでは、次に進めさせていただきたいと思います。

資料2についての御説明をお願いいたします。

○障害施策推進課長 資料2に参ります。かがみ文を見ながらお聞きいただければと思います。

障害福祉計画につきましては、国の障害福祉サービスや障害児通所支援等の事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針によりまして成果目標を定めております。その成果の達成に向けましては障害福祉サービスなどを活動指標

として定めることとされており、成果目標と活動指標については年1回以上検証することが国の基本的な指針に定められているものでございます。

この基本的な指針には、成果目標として、計画期間が終了する、今回で言う令和5年度末の目標が示されておりまして、別紙でいいますと1ページ以降に記載しているものでございます。

別紙を見ていただきますと、1ページの上段の1 福祉施設の入所者の地域生活への移行では、地域移行者数について令和元年度末施設入所者の6%以上、施設入所者数は令和元年度末の1.6%以上の減とされております。ただ、地域移行者数につきましては、前期の未達成分7%を含めることになっておりますので、合計で13%となっております。

次の、2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実については、各区市町村に少なくとも1か所以上確保しつつ、年1回以上の運用状況について検証、検討すると位置づけられております。世田谷区としては、なかなか進んでこなかったという状況もございます。

これまでも御相談させていただいたように面的な整備を目指して、引き続き検討を進めさせていただいて、令和4年度から1か所の運用を目指していきたいと考えてございます。そのためにも、事業所様との連携協力が不可欠となっておりますので、努力してまいりたいと思います。

続いて、3ページの活動指標（1か月あたり平均）でございます。成果目標の達成に向けましては、様々な障害福祉サービスを駆使して取り組んでまいりますけれども、今回は国の指針の中に新たに加えられたものを「【新】」として記載してございます。

例えば(4)居住支援系サービス、①自立生活援助ですとか②共同生活援助の中で、入院中の精神障害者のうち、地域生活への移行後に自立生活援助ですとか共同生活援助の利用が見込まれるものの数も勘案することになってございます。同様に、4ページから6ページで記載をさせていただいております。

続きまして、お手数ですが、7ページの(3)地域生活支援事業の実績と計画を御覧いただければと思います。こちらも障害福祉計画に定めることになっております地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項について定めることになっております。

地域生活支援事業につきましても、区の障害福祉計画と同様、定期的に評価を行い、必要があると認められるときは計画内容の変更等を行うことになっております。現在、世田谷区では令和3年度の当初予算案の編成作業を進めておりまして、財政部門とも調整中となっております。

また、今後、東京都とのヒアリングが予定されておりますので、変更の可能性もあるということをお知らせし御承知おきいただければと考えてございます。

簡単ですけれども、説明は以上でございます。

○部会長 今回の御説明について、何か御質問、御意見おありの委員のかた、いらっしゃいましたらばお願いいたします。

○委員 今、地域支援事業という話が出ました。視覚障害者というより、今日御出席されていらっしゃる委員のかた、ほとんどのかたが御存じである情報だと思うんですけれども、10月1日から、厚生労働省は、重度障害者の通勤に対して、同行援護では使えませんので、地域支援事業の枠の中において通勤が認められているんです。

世田谷区がどうなっているかということでもいろいろ調べました。例えば当該視力障害者の団体として、はり・灸・マッサージを含めたいろいろなところにおいて、3年前に交渉させていただきまして、3か月というくくりの中において、地域支援事業で移動支援が可能だということは、ほかの自治体に比べて早く取り入れていただいたんです。

しかしながら、実はコロナ禍において、残念ながらちょっと嫌なお話なんで

すが、予算がないから地域支援事業が使えないというお話、相談が視覚障害のかたからあったんです。

この場は予算の話をするところではないんですが、今、来年度、令和3年度の話が出ております。国の中においては、この3か月ということは訓練ではありませんで、柔軟に対応することになっておりますので、世田谷も世田谷モデルということで評価されている自治体であるならば、ぜひこれは地域支援事業の属性、そのまま使えることによって、一人でも多くの視覚障害者が、例えば民間に就労することへの活用ができたり、いろいろなことがやはり成果目標だと思うんです。

これについて、ここは予算の話ではございませんので、今後柔軟に考えていただいて、世田谷はかなり重度の障害のかたが多いです。どうしてこういうことが実現できたかということ、国において某党の国会議員が誕生されました。この取組から緩和されてきて、将来的にはもっと通勤にも使えるということが交渉してきた成果目標だと思うんです。

ぜひ世田谷モデルのことを継続していただきながら、地域支援事業の活用ということをもっと当事者に分かるように御説明を、補足ではないですけれども、やっていただきたいという要望としてお願いしたいと思います。

○部会長 御要望ということですが、今の御意見について事務局から何かございますか。

○障害施策推進課長 御意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、地域生活支援事業の中で国が10月から見直しを定めているというのは、こちらとしても承知しているところでございます。

実際、財源的なお話も出ましたけれども、やっぱり今回のコロナの関係でどうしても影響が出ているところがございますので、その辺も踏まえて検討はさせていただいているところでございます。

そういった住民のかた、利用者のかたには、私どもも気をつけながら、丁寧に御説明させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○部会長 今回の意見との関連でも結構ですが、何かございましたらお願いをしたいと思えます。とても明快な御意見だったので、なかなか続かない感じが、申し訳ございません。

ほかに、今御説明いただいた資料2の関連でございましたらお願いしたいと思えますが。

○委員 (3)地域生活支援事業の実績と計画の中の意思疎通支援事業に失語症者の意思疎通支援事業も入るのではないかなと思っているんですが、いかがでしょうか。書かれていないので。成果目標とか、手話通訳者・要約筆記者派遣事業とかいうのは出ているんですけども、高次脳機能障害もやりますということでは始めるはずなんですけども、それについての目標がない。

○部会長 このあたりは明確にありますでしょうか、お願いいたします。

○障害施策推進課長 地域生活支援事業に意思疎通支援事業が入ってくるかどうかというところ、確認させていただけますでしょうか。個別になってしまうかもしれませんが、確認した上でお答えをさせていただきます。よろしく申し上げます。

○部会長 それでは、改めてよろしく願いいたします。

○委員 私は5ページの(10)発達障害等に対する支援【新】について御質問させていただきたいんですけども、①ペアレントプログラム等の受講者数と書いてあるんですけども、ペアレントプログラムというのは新たに何かつくられるものなのかというのが1点。

もう一つ、②ペアレントメンターの人数と書いてあるんですけども、このペアレントメンターは東京都がやっていらっしゃるペアレントメンター事業を受講し

て、ペアレントメンターとして活動されるかたの人数なのかという確認が1つ。

③ピアサポートの活動への参加人数は1200人という結構すごい大きい人数になっているんですが、これはどういった活動への参加人数なのかということの確認です。

○部会長 それでは、今の委員の御質問についてお分かりでしたらば御説明をお願いしたいと思います。

○障害保健福祉課長 御質問ありがとうございます。分かる部分でお答えさせていただきます。

①ペアレントプログラム等の受講者数は、既存の委託事業の中でやっているものを引き続きということになります。

②ペアレントメンターの人数は、ペアレントメンター自体は都が育成してしますので、こういったかたたちが区内で活動する人数になります。

③ピアサポートの活動への参加人数ですが、区が行うピアサポート活動、みつけばルームの年間延べ参加者数になります。

○委員 今の(10)発達障害等に対する支援【新】の上にあります(9)医療的ケア児支援【新】ということで、①関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数ということで、来年度、令和3年度から配置されるんですけれども、これはどこに配置されるんでしょうか。関連分野というのはどういうところなんですか。

○部会長 では(9)医療的ケア児支援【新】のコーディネーターはどこに配置されるかというところ、今の時点でお分かりでしょうか。

○障害保健福祉課長 (9)医療的ケア児支援【新】のコーディネーターも、コーディネーター自体は東京都の研修を受講した人について、区としても年間1人ずつ、区内の事業所に増やしていければと考えているもので、その人数を記載してございます。「配置」という言葉を使っておりますが、区内の相談支援

事業所にいらっしゃる数と御理解いただければと思います。

○部会長 相談支援事業所においでになるということですが、今の御説明でよろしいですか。

○委員 よく分からないんですけれども、年間1人ずつ増えていくということは、最初は4人で、次の年は5人、またその次の年は5人ということは、これは全部足してしまっていていいのかしら。それとも4人の次は5人で、令和5年は5人がそのままだけに移行するだけなのかしら。

○障害保健福祉課長 区内で活動されるコーディネーターが毎年1人ずつ増えていくという考えかたで、結果として、区内5地域に1人ずつ、相談事業所に配置されることを計画していこうという考えかたで記載しているものになります。

○部会長 ほかには何かお気づきの委員のかたはいらっしゃいますか。——では、また何かお気づきのことがあれば後ほどでも結構ですので、次の議事、今日のメインになるかと思いますが、資料3について事務局から説明をお願いいたします。

○障害施策推進課長 資料3を御説明いたします。

まず、かがみを御覧ください。せたがやノーマライゼーションプラン（仮称）世田谷区障害施策推進計画の策定にあたっての考えかたについて（答申案）でございます。1 主旨は、せたがやノーマライゼーションプラン（仮称）世田谷区障害者施策推進計画の策定にあたっての考えかたについては、審議会、そして推進協議会において御審議いただいております。それらを踏まえて答申案として取りまとめたものでございます。

別紙をご覧ください。

かがみのあるほう、米印で下のほうに書いてありますけれども、計画素案から変更した部分に下線を付しています。主にそれを踏まえて御説明させていただきます。最初に、12ページお開きください。

基本的には、以前御説明させていただきましたときに重点的な取組みについてご審議いただいておりますけれども、前回までは資料編に入っておりますが、今回については本編の第2章と第4章に入れさせていただいております。

まず、答申案の12ページ、左上の(1)在宅サービスの充実の《実施状況》に“ぽーと”の記載を入れさせていただいております。また、下の《評価》にも8050問題とかの最近の喫緊の課題も入れさせていただいております。

13ページ、(2)地域移行の促進と定着支援ということで、同様にアンダーラインの部分、精神科病院への長期入院患者の部分ですとかも入れさせていただいております。

14ページ、アンダーラインの部分になります。引き続きの地域移行の部分ですとか、(3)日中活動の充実について言えば、一番下にデイケア事業といったところも追記させていただいております。

15ページ、中ほどの「日中活動を希望する精神障害者」のかたという記載も追記させていただいております。

29ページ、発達障害の記載を入れ込んであります。《実施状況》と《評価》の部分も記載してございます。

30ページ、31ページ、(3)途切れのない支援ということで、中ほどから発達障害の関係の記載を入れさせていただいておりますのと、31ページにつながって相談の関係を《評価》として入れさせていただいているものでございます。

40ページ、(1)相談支援体制の強化ということで《実施状況》の中に保健福祉課で行っているセルフプランについても記載してございます。

41ページ、中ほどやや下に福祉サービスにつながりにくいようなかたへの支援といったところで、課題として記載させていただいているものでございま

す。

42ページ、同様にセルフプランについて記載させていただいております。

続きまして、第3章 計画の基本的な考えかたです。施策展開の考えかた、51ページ、一番下に2行ほどあります。議会の意見で、障害当事者のかただけでなくて、家族のかたにも寄り添った対応をとというご意見をいただきましたので、入れさせていただきました。

続きまして、53ページです。各計画目標の部分です。精神障害施策の充実ですとか医療的ケア児（者）の支援の充実といったところで、重点的な取組みの中でも大きく取り上げさせていただいておりますので、ここでも改めてピックアップさせていただいたところがございます。

56ページ、4. 目標達成のための重点的な取組みの記載がございます。その冒頭の説明部分の最後の2行ぐらいを見ていただきますと、前に資料編ということで載せさせていただいていましたが、経過の関係が分かるように、審議資料として掲載しております。

60ページ、これも御意見いただいた部分を踏まえ、あとは重点のほうから盛り込んだところも入れてございます。(1)地域人材の育成、地域の支えあいの推進の最初の①失語症のある人への支援も文言を整理させていただいたものでございます。

⑥では、地域共生社会の実現に向けた地域づくりということで記載もさせていただきました。

62ページ、この間、議会からご意見をいただきまして、手話言語条例、障害者差別解消条例というところで他の自治においても策定を進められてきておりますので、世田谷区としても在りかたについて検討していきたいということを記載させていただいております。

63ページ、電話リレー法が成立し、電話サービスという国の仕組みとしてスタートしてございますので、その辺を踏まえた内容を追記してございます。

67ページ、⑤機能訓練・生活訓練の実施で、保健センター関連、自立訓練施設関連、高次脳機能障害関係の記述を盛り込ませていただいております。

72ページ、4.就労等の活躍の場の拡大についても重点的な取組みから盛り込んでまいりました。

76ページ、5.相談・地域生活支援の充実では、①基幹相談支援センターの運営の記載ですとか、④複合的な課題を抱えた家族に対する相談支援の記載を盛り込ませていただきました。

77ページ、⑤社会的なつながりが弱いかたへのセーフティネット、⑥セルフプランを尊重した支援といったところも記載してございます。

78ページ、(2)早期支援の推進では発達障害の関係を、79ページでは保健センターの関係の記載を入れさせていただいております。

81ページ、(5)日中活動の充実、③障害者施設における医療的ケアを含む重度障害者への対応という記載を盛り込んでおります。

82ページ、(6)地域生活の支援で、③高次脳機能障害がある人の職業評価プログラムですとか、⑥地域生活支援拠点等の確保・実施を、次のページに続けて盛り込んでございます。

83ページの下に行きますと、6.精神障害施策の充実といったところで、①精神障害者等支援連絡協議会の実施ですとか、次のページ以降にずらずらと記載が入ってございます。84ページを見ていただきますと(2)精神科病院に長期入院している区民に対する地域移行の推進ですとか、(3)住まいの確保支援の充実、85ページを見ていただきますと(4)退院後の生活体験機能の構築ですとか、(5)日中の居場所づくりの充実、(6)家族支援の充実といった記載を入れてございます。

86ページ、87ページでは、(8)精神保健福祉に係る相談支援の充実ですとか、(9)ピアサポーターが活躍する機会の拡充という記載がございます。

88ページ、89ページ、7. 医療的ケア児（者）の支援の充実についてでございます。(1)総合的な支援体制の構築から(2)の医療的ケア児（者）の支援に携わる人材育成、89ページ、(3)発達・発育や学びを支える体制の整備・充実、(4)災害時に備える互助体制の確立と、内容を盛り込んでございます。

94ページ、95ページ、(2)福祉・介護人材等の確保・育成の記載がございます。95ページを見ていただきますと、③障害者通所施設等の人材育成支援ということで、梅ヶ丘の関係ですとか、手話通訳の関係ですとか、こういったところも記載をしております。

残っている冊子については特に文言の修正はございません。先ほど申しましたように、この間の経過として審議いただいた内容の重点的な取組みについて、9つございましたけれども、資料編から第6章に移しているものでございます。

雑駁ですけれども、御説明は以上でございます。

○部会長 新しい課題について丁寧に書き込んでいただけたと思いますけれども、委員の皆様、それぞれのお立場でお気づきのことがございましたらば、ぜひ御発言をお願いしたいと思います。

○委員 推進協の今回の中でスタートを切ったときというのは、ノーマライゼーションプランと、第5期の総括を含めて6期に向けての取組だったと思うんですけれども、僕はつくっていただいていたいろいろなものを聞いていて、ちょっと気になったので——時間的にはもう13日に地域保健福祉審議会に答申となるので間に合わないのかなと思うんですが、気になるのは今回の新型コロナウイルス感染拡大のこと。音声を聞いていても「新型コロナ」という言葉があまり出てきていなかったんです。

何が申し上げたいかというと、最近、福祉相談を受けていて、コロナに対し

て、仕事の問題、生活の問題、様々なところで不安が生じて、今、相談員の案件が日々本当に多くなってきているんです。

これは全国的に共通していることだと思うんですが、確かに計画に基づいてやっていかなければいけないことだと思うんですが、新型コロナの問題というのは、もしかしたらまだまだ解決せずが続いていく案件であるならば、相談支援というのは単に生活の問題だとかというだけでなく、どこにどうやって駆け込んだらいいんだというような切実な叫びが出ているんです。

あまり申し上げてはいないんですけれども、実は会員の中にも、生活できずに生保申請したというのが増えてきてしまったんです。これで大丈夫かなということ、このいろいろな冊子の中では、どこにどのような体制づくりができていのかというのが自分の中ではあまりビジョンが浮かびませんでした。

だから、これをスケジュールどおり間に合わせるために推進協があり、地域保健福祉審議会があるんですけれども、この前のシンポジウムにもこのような質問は出なかったのかなと思ったんですよ。これは個人の意見ですけれども、これを入れるには恐らく間に合わないと思います。

その他も含めて、必ず切れ目のない相談体制で、こういうことが大丈夫だということを含めていかないと、本当に生活苦というものについては大変な問題なのではないかなと思うんです。ですから、これをどう今後捉えていくのかということをしていながら、次の策定のときに解決できればいいけれども、できなかったときは、継続を含めてやらなければいけない新たなテーマになるのではないかなと思っておりまして、これは意見です。

今ここで審議して、追加というのは難しいかなと思うんですけれども、どう考えていらっしゃるか、区の考えをお聞きしたいと思いました。お願いします。

○障害施策推進課長 ありがとうございます。おっしゃるとおり、コロナの表記についてはもう少し工夫しないといけないとこちらも思っておりまして、中

ほどのそれぞれにはコロナの記載は書かせていただいているところですが、全体としてもうちょっと書いていかなければいけないなと思っています。

答申案ということで今お示しをさせていただいておりますけれども、今後、区として案にしていく段階もございますので、その中でまた、庁内とも調整、検討して、さらに書き込んでいけるところは書き込んでいきたいなと思っています。

○部会長 もう少し書き込んでという方向性はお持ちだということですが、

○委員 私は自立支援協議会の会長を拝命していますので、その立場で一言申し上げたいと思うんですが、実は自立支援協議会では5つのエリアの協議会、また、そこでの地域相談支援センターのかたがたのお力で、コロナ禍でどんなことが起こっているのかということについてアンケートを行って、取りまとめております。

それは区にも御提出させていただいているところですが、このスケジュール感の中でノーマライゼーションプランに盛り込むのはなかなか難しいというのは私も承知しているんですが、これが決まったらもうこのままということではなくて、資料の最後のほうにもありますが、適宜見直しをさせていただいたりとか、あるいは進行管理の中で必要なことを盛り込んでいくということは当然あるわけでありまして、ぜひそういった自立支援協議会からの意見なども、実際にノーマライゼーションプランに載る、載らないはともかくとして、コロナでいろいろなことが起こっている部分は区も御承知だと思いますが、ぜひともお取り組みいただきたいと思います。

先ほどの御意見に賛成でございます。よろしく願いいたします。

○部会長 コロナの課題をどのように取り上げるかは、自治体によってもいろいろ視点が違うような気がするんですが、大事な御指摘だと思いますので、これについてもまた、委員の皆様、それぞれのお立場でぜひ御検討を続けていただきたいと思います。

○委員 この段に及んでは確認ということだけで結構だと思うんですが、51ページの一番下「家族の気持ちに寄り添った相談支援に取り組めます」と。このとおりで、とてもよいと思うんですけれども、全体の位置づけからすると、ライフステージを通じた支援の仕組みづくりで、前段が「障害者の日常生活や社会生活を支援します」と。その上で「地域との孤立防止」、あるいは「地域からの」かもしれません。

それは表現、文言の問題として、「地域との孤立防止や心身の負担軽減を図る観点からも、障害当事者を支える家族の気持ちに寄り添った」とあるんですが、やはりメインになるのは障害当事者のかたなので「家族の気持ちにも寄り添った」という趣旨が伝わると、前段との整合性が取れると思います。

御家族の気持ちに寄り添うのは大変大事ですけれども、前提としては障害当事者のかたのお気持ちがあって、その上で、当然それにも寄り添って、家族の気持ちにも寄り添うというふうな趣旨が実は重要なと思います。

ここはたまたま考えかたのところだったので一言述べました。確認でございます。別にこれを変えたほうがよいという意味ではありませんけれども、そういう理解でよろしいかということでございます。

○部会長 まさに大事な御指摘ですね。事務局、どうですか。

○障害施策推進課長 おっしゃるとおりで、そのように考えております。ありがとうございます。

○部会長 大事な御指摘でした。ありがとうございます。

○委員 34ページの(7)スポーツの推進の件ですが、以前からスポーツの推進ということで、共生という意味でボッチャを推進していく非常にいい取組だと思っております。

僕がこれを全部読んで思ったのは、何かボッチャに特化してしまっているかなというところが非常に気になる。パラリンピックスポーツは、ボッチャだけではなく、やはり発達障害、知的障害でもスポーツの団体とかはあるわけです。

世田谷のいろいろな事情があるとは思いますが、施設的ななかなか取れないという部分があったりするのかもしれないんですけども、例えば横浜市であれば、新横浜にラポールという障害者スポーツに特化したスポーツ施設があるんです。

非常に大きな施設があるんですが、ああいうところでいろいろな障害のかたがたがもう毎日のように来て、運動されている。そういうところも考えながら、世田谷区もボッチャに特化したものではなく、発達障害とか知的障害のかたは、バレーボールも、卓球も、バスケットボールもできる。スペシャルオリンピックという団体がありますけれども、そういうものにもうちよつと目を向けていただいて、障害者全般にそういう競技の場をつくるような考えもあっていいのではないかなと思ったのでお話しします。

○部会長 決して世田谷はボッチャだけではないと思うのですが、確かに書きぶりからするとそのように思えてしまうかもしれません。

○スポーツ推進課長 確かにこの部分で、実際にこの第2章、実施状況と評価を見ていただきますと、区としてパラリンピックが開催される中で、どういう形で皆さんにインパクト、レガシーを残していこうかという取組の一つの柱みたいな形のものを何か残さないと、この先続いていかないのではないかという意図もありまして、ボッチャに積極的に取り組みますということを表明していたので、どうしてもボッチャという言葉が多く出てきてしまっているというのは御指摘のとおりかなと思います。

ただ、我々、それだけとは思っておりませんで、障害のあるかた、それぞれ皆さん取り組みかたが違うと思います。

障害を持ったかたを含めて、皆さんが競技のルールに合わせていくのではなくて、レクリエーション的に、皆さんがそれぞれ楽しめる形、なるべく共通して楽しめる形にルールを考えて競技をやっていくというふうに変えていかないと、なかなか進まないと思っています。

そういうかたの視点に立ってこちらとしても事業を展開していきたいと思えますし、中身としてボッチャに限らず、それぞれ皆さんやりたいものが、例えば走ることであったりとか、本当にボッチャのように重度のかたを中心とした競技性になっているものに加えて、それ以外に体を動かせるかたもいらっしゃるでしょうし、もっとルールが簡単なものもいいよとかたもいらっしゃると思います。

そのかたに合った競技を見つけていけるように、障害者スポーツ体験会を昨年2月頃に開催しました。シッティングバレーとか、車椅子バスケットとか、ほかのものにも目を向けていますので、それ以外に実はフライングディスクですとか、様々いろいろな競技がございますので、多種目に対応できるようなこともきちんと踏まえながら進めていきたいとは考えております。

記載の部分について、突出して表現が出ている部分も含めて、もう少し検討させていただければと思います。よろしく申し上げます。

○委員 もう一つ、障害者スポーツを支えるスタッフの育成の件ですけれども、講習会の新規の参加者が減少していると書かれていますが、これは提案なんですけど、世田谷区は体育系の大学が非常に多いです。ぜひそういうところの協力をいただいて、学生さん等々に参加をしてくれというお話というのはいかがでしょうか。

○スポーツ推進課長 各大学さんとの連携について、日体大、日大、日本女子体育大学、駒澤、様々区内の大学がございますので、今お話しがあったところを、実は大学の学長のかたがたとの懇談会みたいなものも実施していたり、事務局のかたがたとの意見交換などもありますので、そういった場でこちらのほうも、こういう講習がありますので申し上げますというようなことを含めて、

情報提供ですとか、参加の呼びかけをしていきたいと思います。

○部会長 新しい御提案をありがとうございます。でも、世田谷はそういう面では本当に恵まれていますので、ぜひいろいろ協力関係をとりました。ありがとうございます。

○委員 今回、6.精神障害施策の充実に関して、とても充実した、しっかりとした記載をしていただいているということで、その充実に向けての取組というのも大変期待されるころだと思いました。

また、精神障害者のかたは、ほかの障害もそうですけれども、そのかたがたの強み、ストレングスを大事にしていくというのがとても言われています。

そのこともしっかり示されていて、とてもすばらしい計画だと思いました。さらに、もし今後御検討いただけるのであれば、堅実によりよくそのかたがたが生きていくことを支えていく施策にプラスして、現在言われているのはリカバリーといいまして、そのかたの望むこと、御本人の夢や希望をかなえていくような生きかたを支援していくというのが、共に歩いていく、生きていく上で大切だという考えかたがございまして、そういったことも次の希望といいいますか、よりよく生きていく上では、そのかたの夢や希望をかなえていくという側面を入れていっていただけるようなことがあると、障害を持ったかたも、御家族のかたも、より希望が持てるのではないかと思いましたので、よろしく願いいたします。

○部会長 精神のところは随分新しく書き込んでいただいているなと思いましたけれども、今のような御意見をさらに織り込めると、より意義深いものになるかと思います。では、御検討いただくということで、何か事務局からございますか。

○障害保健福祉課長 御意見ありがとうございます。ストレングスだけではなくて、リカバリーへの支援というところは、私たちもまだまだ勉強不足のところがありますので、精神の関係機関のかたなどが集まります連絡協議会の御意

見もいただきながら、しっかり考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○部会長 よろしくお願いたします。

○委員 65ページの(8)災害対策の推進の部分なんですけれども、以前この協議会で、災害時の避難に関して、発達障害だったり、発達障害と診断されていなくても、その傾向があるかたが避難時に避難所に入れなくて、車中泊するようなことに対してお話しさせていただいて、避難時は車中泊の人にも物資を届けるとか、福祉避難所だけではない避難のしかたというのが必要だというお話をさせていただいたと記憶しているんですが、たしかそのときに医ケア児の代表のかたが、やっぱり医ケア児もそうだとということをおっしゃって、7. 医療的ケア児（者）の支援の充実には「在宅避難を含めた多様な避難のありかた」という言葉が入っているんですけれども、ここの(8)災害対策の推進にはそれが入ってなくて、多分これだと避難行動要支援者名簿に載っているかたについて、障害の特性に応じて避難時や避難後の支援が行えるように連携するように読めてしまうので、要支援者名簿に載っていないかただったり、いろいろな障害のかたがたがそれぞれみんないろいろな避難の仕かたができて、それに対してのサポートができるような体制というような考えがまず第一にあって、要支援者の協定とかというのは大事だと思うんですけれども、それだけに特化してしまうような感じになってしまうと、考えかたとしてちょっと行き届かなくなってしまうのではないかと思います、意見させていただきました。

○部会長 これも大事な視点だと思いますので、書きぶり等については御検討いただくということでよろしいでしょうか。——ありがとうございます。

最初に委員が13日の審議会のことを心配してくださっていましたが、これは13日でなくてももちろん結構なんですけれども、いただいた御意見については、反映して、修正していただけるということでよろしいんですね。——ありがとうございます。

ということですので、ぜひ皆様、また貴重な御意見をいただければと思います。

○委員 この推進協とか、ほかのいろいろな場面でも何度かお願いさせていただいているのが、もしかしたらこの後、住まいの計画のことも資料があったので、そこで出てくるのかもしれないんですけども、いわゆる反対運動について、私たちは心配してしまして、これからいろいろな施設を整備していく中で、日中活動の場所もあれば、当然グループホーム等々もあって、過去に世田谷でも反対運動でそういうものが潰れた経緯も伺っています。

ノーマライゼーションプランもそうですし、基本方針もそうなんですけれども、いわゆる障害者理解であったりとかという長期的な計画については入っていらっしゃるんですけども、今現在、何かが起こったときの対応についての文言がないような気がしてしまして、そのあたりのことは計画に入れるべきものなのかどうかよく分からないんですけども、そういったことについての区のお考えというのを改めて伺えればと思っの質問です。

○部会長 グループホームの反対運動など、今、横浜は結構大騒ぎをしているんですけども、区として何かお考えのことがおありでしたら御説明いただけますでしょうか。

○障害者地域生活課長 御意見ありがとうございます。今回の計画と基本方針をお示しして、これから世田谷区での様々な施設、必要な所要量に向けて整備していくということを打ち出させていただいています。

整備の手法としては、民間の事業者による整備が中心になるかとは思いますが、業者が参入しやすい環境を整えていく必要があると思います。

公有地等を提供する場合の立地であるとか、土地を転用していく経緯であるとかを十分踏まえて、区も業者任せということだけではなくて、施設が整備されなければ、区としても結局何の意味もないわけですので、しっかりと関わりを持っていきたいと思っております。

○部会長 私も横浜市民なので、グループホーム反対のところでもいろいろ抱え

ているんだけれども、やっぱり行政のかたが動いてくださるといろいろ進展があるかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員 ちょっと気になった点で、77ページの⑤社会的つながりが弱い人へのセーフティネットで「“ぽーと”に、誰もが気軽に立ち寄れるピアスペース（居場所）機能を付加するなど」という表現があって、“ぽーと”さんの施設の中にこれを位置づけることを新たに委託契約の中に織り込んで、各“ぽーと”さんにこういう枠をつくるというイメージなのか。

“ぽーと”さんの負担が大きくなったりしないのか、というのがちょっと心配な点で、誰もが気軽に立ち寄れるピアスペース（居場所）良いと思うし、僕もちょっと行ってみようかなとも思ったりするわけですが、居場所というのはハード、ソフト両方の意味があると思っていて、どちらを指しているのかなというのが分かりづらかったかなと思うのが1点。

もう一つは、これは個人的な関心なんですけど、今アメリカでは選挙が話題になっていますが、選挙の話が結構書かれていて、より投票しやすい選挙の在りかたという中で、いろいろな配慮が考えられます。

例えば知的障害のかたは、候補者の顔は覚えているけれども、名前が分からないなんていうことをよく聞きます。

公職選挙法の関係があって、ちょっと分からないところもあるんだけれども、投票所に候補者の写真というのは置いてあるんですけど。

選挙公報も昔は写真がなかったような気がするんですけどけれども、障害を持った人たちの政治参加というのが非常に大事なときに、知的障害があっても、その人が分かるやりかた。

写真がいいかどうかは分からないんですけど、少なくとも漢字とか平仮名で表記されているところに、一緒に顔がついていたほうが分かりやすいかなとか、ほかにもいろいろな工夫があっていいのかなと思って。現状の投票所と

いのはどのようなになっているのか、もし分かったら教えてください。

○部会長 この辺は、お分かりのかたはいらっしゃいますか。

○障害保健福祉課長 最初に、地域障害者相談支援センター“ぽーと”の関連でお答えさせてください。

「“ぽーと”に、誰もが気軽に立ち寄れるピアスペース（居場所）機能を」というような記載がしてございます。

実は今ある“ぽーと”の一部から、自分の事業所の中でスペースがあるので、こういったことで活用できないかというような御提案もいただいている状態でして、そういったところを試行的にやりながら、5地域に増やしていけるかどうかとか考えていければと考えているものです。居場所を置く事業を委託契約に含める、含めないというところはこれから整理していこうかなというところであります。

○委員 このあたりはすごく大事なところだと思うので、地域によって格差ができるような形になるのは怖いから、やるのであれば、きちんと“ぽーと”にはこのような機能があるよということを全区的に共通認識として持ったほうがいいなというのがあるんです。

その辺はぜひはっきりしてほしいかなというのがあります。便宜的に試行して、1個やったときに、うまくいかなかったらやめようかではなくて、1個だめでも、駄目なところは何だったのかということ踏まえて、あくまでつくっていくという方向でいくことを考えていただけるといいなと思います。

○部会長 補足はございますか。

○障害福祉部長 私ども選挙管理委員会ではないので、細かいところまではお答えできないと思うんですけども、基本的に投票は委員がおっしゃったような形で、投票所内で顔写真とかがついているのは選挙公報だけです。

投票所の前にはポスターの掲示もありますが、選挙によってはポスターを貼らない人もいるので、割と国政選挙だとか都議会レベルの選挙であればポスターの掲示はしてあると思うんですけども、全員ではないというところはあると思います。

また、基本的には、障害のかたも投票しやすい体制づくりということで、当然、重いかたには代理投票という制度もありますけれども、極力なるべく寄り添うような形の中で投票をお願いしていますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○委員 今の代理投票の話ですけども、我々も知的障害の団体で、実は狛江市で数年前に代理投票のことを親の会と市役所のかたでいろいろやって、どうやったら代理投票できるのか、ガイドのいろいろな資料をつくられたんです。

我々もそれを拝見して、会員にもPRしています。具体的にどんなことをしているかという、うちの子も重度なので、字が書けないわけです。ただ、選挙公報を持って、この人がいいよと思った人を持っていく、それで代理投票お願いしますという、付添いのかたが2人ついてくれて案内してくれて、見えないように書いて、これでいいですかというふうに確認して投票する。秘密はちゃんと守られますからということをしごくおっしゃってくださるんですね。

うちの子なんかはそんなことは気にしないものだから、何とかさんをお願いしますと大きな声で言うてしまうんですけども、そんな形で代理投票というのは徐々に浸透しているかというふうに私どもは認識しています。

○部会長 18歳に引き下げられたときに、特別支援学校でも選挙についていろいろ工夫をされているみたいな話も随分聞きましたので、そのあたりも計画に盛り込むべきなのかどうか。ちょっと悩ましいけれども、やっぱり地域としてはきちんと押さえておかななくてはいけないことですね。どうもありがとうございます。

○委員 1点、御提案といたしましょうか、98ページ、99ページは1.計画の推

進体制ということで、現行計画よりも実は非常に厚みを持って書かれていることはよかったなと思っています。

ただ、評価・点検の部分がやや薄いといいたいまいしょうか、記述の部分で誰がやるかとかというのでも詳しく書かれているんですが、例えば現行計画では1年に1回やるとか、要はサイクルであったりとか、今はこういった時代でありますので、評価・点検をしたら公開するとか、このあたりのプロセスも明記しておくほうが……。

世田谷は何らやましいところはないわけでありますので、しっかりとそれを伝えていくという部分も、もし可能であれば一言書き加えていただけないかなと思いました。

以上、提案でございます。

○部会長 推進体制、どう回していくかというあたりは、やはりもう少し明確にすることが必要かなというのは、やはり計画全体のつくりの中で思われるところです。ありがとうございます。

ほかに何か、資料3関連で御意見がおありの委員のかた、いらっしゃいますでしょうか。また後で何かお気づきのことがあったら、事務局に御提案いただくということで受け止めていただくことは可能ですよね。——ありがとうございます。

それでは、また何かお気づきの委員のかたは、改めて事務局に御提案いただくということでお願いいたします。

それでは、本日の議題は以上となっておりますが、何かほかにございますでしょうか。事務局で準備していただいていることはございますか。

○障害施策推進課長 それでは、本日、配付資料として、冒頭御説明いたしましたように障害者施設整備等に係る基本方針をお配りさせていただいておりますので、御覧いただければと思います。

次回は、令和3年2月12日（金）、同じく午後7時からとなっておりますので、会場が決まりましたら、また御案内を差し上げたいと思っております。よろしく願いいたします。

また、質問等々ございましたら、資料を配付させていただいておりますので、御記入いただいておりますか、書式は問いませんので、ファクスでも、電子メールでもお送りいただければと思っております。

そして、今日の会議の議事録については、事務局で確認が終了したものをまた皆様にお送りしますのでご確認のほどよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○部会長 委員の皆様、ほかに何か情報提供とか、全体を通して御意見をいただくようなことはございますでしょうか。

○委員 こうやって皆さんと会合を持つのはいいと思うんですが、コロナの問題でなかなか大変な中においては、これだけの人間が集まっていること自体、結構危ういところがあったりすると思うので、リモートによる開催というのも選択肢にあってもいいのかなと個人的には思っていて、出席したいけれども、今後の感染状況によってはしんどいよとかたもいるのではないかなと思っていて、この会議へのリモートによる参加というのが認められるようなことは検討できないのかなというのを聞きたくて……。

○障害施策推進課長 ほかの所管の会議でも一部取り入れたりしておりますので、もちろんこの障害の部門も必要だと思っております。どんな形でさせていただくのかは、持ち帰らせていただいて、検討させていただきたいと思えます。特に2月という時期ですとなかなか危ないのかなみたいなどころもあつたりしますので準備はさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○部会長 リモートでやるところも随分増えてきているので、御検討をぜひお願いいたします。寒くなるとコロナ菌は強いそうなので、では、2月に向けて

御検討をお願いしてということで。

それでは、ほかになれば、コロナ対応ということをあえて意識したわけではないのですけれども、短時間で終わるのは望ましいことかと思しますので、事務局、本日はこれで閉会としてよろしいでしょうか。

それでは、短時間でしたけれども、貴重な御意見をたくさんありがとうございました。では、皆様、お気をつけてお帰りください。お疲れさまでした。

午後 8 時21分閉会